## ○議長(茅沼隆文)

それでは、日程第6 認定第7号 決算認定について(水道事業会計)並びに日程 第7 議案第53号 平成26年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分について の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般にわたって行いますので、質疑をされる場合は、ページを明示 してください。それでは、質疑をどうぞ。

石田議員。

### ○5番(石田史行)

5番議員の石田史行でございます。決算書では293ページ、説明資料では90ページ、91ページの水道使用料のことについて伺いたいと思います。監査委員の意見にも出ていますけれども、水道使用料の徴収率について伺いたいと思います。監査委員の意見によりますと、徴収成果があらわれていないぞという厳しいご意見いただいていますが、これにつきましてどのような、水道使用料徴収率もあわせてご答弁をいただきたいと思います。

## ○議長(茅沼隆文)

上下水道課長。

## ○上下水道課長 (熊澤勝己)

水道使用料の徴収につきましては、滞納されている方につきましては、他と協力しながら滞納整理という部分で行っています。それ以外に、水道につきましては、3期分以上滞納されている方につきましては給水停止をした中で、支払いをしていただきたいということで行っております。

滞納整理につきまして、給水停止に伴う改正というのは年3回行っております。その中で滞納されている方につきましては、お支払いをしていただくということで、その辺、収納率的には大きな改善はないんですけれども、そういう部分の努力、また、滞納されている方につきましては、誓約書をとって、計画的に支払っていただきたい。また、計画的に支払っていただいていない方につきましては、電話での督促、個々のご家庭に行きまして、履行していただきたいということで、職員は努力をしております。

## ○議長(茅沼隆文)

まちづくり部長。

#### ○まちづくり部長 (芳山 忠)

補足させてください。監査委員のご指摘というのは、非常に重いものとして受けとめております。これまでも夜間徴収ですとか、戸別の訪問は定期的に繰り返したところでございますけれども、水道事業に関しては、特に法律的な部分は厳密なことは差し置きまして、いわゆる給水停止といった、ある意味、強行的な措置もございます。これをむやみにやるということではないのですけれども、そういったことも背景として考えつつ、今後、より徴収率が上がるように努力をしていきたい。監査委員のご指摘を二度とこういう形でいただくことがないような努力をしていきたいと考えてお

ります。

○議長 (茅沼隆文)

石田議員。

○5番(石田史行)

それはよくわかりましたけれども、徴収率、これは載っていないので、伺いたいのですけれども。

○議長(茅沼隆文)

上下水道課長。

○上下水道課長(熊澤勝己)

徴収率につきましては、今、手元にございませんので、後ほどこちらから報告させ ていただきます。申しわけありません。

○議長(茅沼隆文)

別の質問ありますか。いいですか。その間に、ほかの方の質問ございますか。 菊川議員。

○11番(菊川敬人)

11番、菊川です。手当についてお伺いいたしますけれど、294ページの3目の手当というのがありますが、207万7,518円、それと次ページの297ページのところで、配水敷設整備工事費のところでも、同じく手当等があって、444万9,903円とありますが、ここのところでは給料が550万8,120円、職員一人分で入っていますけれど、手当の金額は、この給料に比較して非常に多いと思うのですが、これは26年度に限らないと思うのですが、手当の内容、どういうものがあったのか、教えていただきたいと思います。

○議長(茅沼隆文)

まちづくり部長。

○まちづくり部長 (芳山 忠)

こちらの手当につきましては職員人件費ということになりますので、担当課長から 説明させていただきます。

○議長(茅沼隆文)

上下水道課長。

○上下水道課長 (熊澤勝己)

給与以外の手当につきまして、地域手当、住居手当、あと時間外手当等が入っております。あと職員の扶養手当が、こちらの手当の中に入っております。

○議長(茅沼隆文)

あと、先ほどの徴収率の件はわかりますか。

上下水道課長。

○上下水道課長 (熊澤勝己)

すみません。石田議員ご質問の、平成26年度の上水道の水道使用料の徴収率なんですけれども、85.6%となっております。

## ○議長(茅沼隆文)

ちょっと質問が錯綜としてきました。菊川議員、ちょっと待ってくださいね。石田議員、これでよろしいですか。その後の質問ありますか。徴収率が85.6%だそうです。

石田議員。

○5番(石田史行)

徴収率が説明資料に書いていませんので、今後ちゃんと書いていただきたいという ことをお願いしたいと思います。

数字ですけれども、85.6%で間違いないですね。

○議長(茅沼隆文)

上下水道課長。

〇上下水道課長 (熊澤勝己)

徴収率 8 5. 6 %で間違いありません。ただ、こちらにつきましては、会計年度を 閉めた後に、その月の水道使用料等が、翌年度、ですからまだ未収の部分が加わって いませんので、徴収率的には少ない数字になっています。

○議長(茅沼隆文)

石田議員。

○5番(石田史行)

私が伺っているのは、滞納分を含めての全体の徴収率を伺っているので、それをちゃんと加えてご答弁いただけますか。それを含めてのこの数字でしょうか。

○議長(茅沼隆文)

上下水道課長。

〇上下水道課長 (熊澤勝己)

申しわけありません。現年度分が85.6%、滞納分が84.1%、あわせて85.4%の数字です。

○議長(茅沼隆文)

石田議員。

○5番(石田史行)

そうしますと、滞納分を含めて85.4%の徴収率であるということを確認いたしました。

85.4%を高いと考えるか、低いと考えるのかというと、ほかの町税等の徴収率を比較しますと低いなという気がいたしますので、先ほど部長からも、きちんと対応していきたいというご答弁をいただきましたけれども、しっかりと徴収率を上げていかないといけないと思いますので、これはよろしくお願いしたいと申し上げて、私の質問は終わります。

○議長(茅沼隆文)

まちづくり部長。

○まちづくり部長 (芳山 忠)

議員さんのご指摘はごもっともだと思っております。くれぐれも徴収については力を入れていきたいと考えております。

また、先ほどの3月末までの徴収ということで、補足の説明をさせていただきますが、いわゆる水道事業会計につきましては他の会計と違いまして、出納整理期間がございませんので、3月末の部分について4月に納入される部分については、これは翌年度に繰り越しをされてしまいます。その部分が入りませんので、どうしても見かけの徴収率は、ほかと比較すると下がってしまう。数字上は下がってしまうということになります。その辺も含めて、また改めて表示できる方法というものを検討したいと思っております。

以上です。

### ○議長(茅沼隆文)

それでは、菊川議員の質問に戻ります。先ほどのご質問で、手当についての説明がありましたけれども、これでよろしいでしょうか。

菊川議員。

### ○11番(菊川敬人)

その件については一応納得できましたのでよろしいのですが、ほかのところで、277ページのところで、簡単なところでお伺いしたいのですが、支出のところでの備考欄に、うち仮払消費税540万2,698円とありますが、このうち仮払消費税の金額について、もうちょっと詳しくお聞かせください。

### ○議長(茅沼隆文)

上下水道課長。

## ○上下水道課長 (熊澤勝己)

菊川議員のご質問にお答えいたします。備考欄のうち仮払消費税につきましては、 歳出の事業の中で、確定ではないのですけれども、消費税を一旦納付しております。 仮払いという形で消費税の数字を出しております。この消費税につきましては、事業 の中で、消費税が入った部分と入っていない部分の事業費が入っていますので、その 中で消費税が支払われている部分の総額という部分で、こちらの分を仮払いとして、 消費税を明記しております。

## ○議長(茅沼隆文)

菊川議員。

#### ○11番(菊川敬人)

よくわからないのですが、支払いに関して消費税はついてくるのかなと思うのですが、消費税があるもの、ないものというのは、どう区分けするのでしょうか。

#### ○議長(茅沼隆文)

上下水道課長。

## ○上下水道課長 (熊澤勝己)

支払いの中で、事業的なもので、消費税がかかるものと、かからないものというも のがありますので、そちらの中で分けております。工事等、事業を実施していく中で は、執行に伴う消費税等がありますけれども、手数料等、水道料金の297ページの明細でいきますと、工事関係の部分では消費税というものはかかってきます。その中で、企業債返還金等の支出につきましては、消費税等かからない部分が入っていますので、その中で、歳出決算額の総額の中で全部の金額に消費税がかかっているわけではないという中で、仮払いの消費税の明記をさせていただいたと。

#### ○議長(茅沼隆文)

菊川議員。

## ○11番(菊川敬人)

経理上、そういう形で消費税を別にするということが正しいかどうかというのが、ちょっと理解できないのですが、例えば、企業債を借り入れる場合については、消費税なしで借り入れているから、払うときも借り入れなしだよと、計上するのも借り入れなしだよという形で、その後に消費税がついてくるという。ちょっとこれは理解できないのですけれども、そういうやり方でよろしいのですか。財務上問題がある。いかがでしょう。

## ○議長(茅沼隆文)

財務課長。

### ○財務課長(田中栄之)

財政にかかわるところも若干ありますので、この認識のところなんですけれども、消費税を納めるに当たりまして、いわゆる前年の消費税額に基づきまして、一旦仮払いという形でお支払いをいたします。本議会の最終日にも、補正予算の計上予定ですけれども、その後に精算行為が行われまして、1営業年度中の消費税が確定して、税額が確定するということで、この時点では仮ということで、いわゆる予定納税的な部分で、一旦2分の1を納税しているということですので、ご説明としては、今までとはちょっと変わってしまうのですけれども、意味合いとしてはそういう意味だとご理解いただければいいと思います。

## ○議長(茅沼隆文)

ほかに質疑ありませんか。

山田議員。

## ○2番(山田貴弘)

2番、山田貴弘です。消費税の今の話を聞きたいなというのはあるのですが、それは解決したようなのでいいとして、説明書の90、91ページの雑収入ですね。そこの部分で、東京電力損害賠償費として計上されていますが、この50万9,622円の中の内訳で、どのぐらいの賠償費が26年度も払われたのか。これはいつまで賠償費か払われるのか。これは多分放射能の関係の賠償だと思うので、そこら辺の報告をいただきたいのが1点と。

あと歳出で92、93、配水施設整備工事費というところで、消火栓設置2基ということで、これは新設なのか、改修なのか、そこら辺の報告をお願いしたいと思います。

## ○議長(茅沼隆文)

上下水道課長。

## ○上下水道課長 (熊澤勝己)

まず1番目の質問で、東京電力の賠償につきましては、議員のご指摘のとおり、水道水に含まれる放射能検査に伴う賠償という形になっております。賠償金額につきましては、税込み62万2,025円の賠償金額が入っております。

こちらにつきましては、東京電力のほうと今、いつまで賠償を払い続けるのかという部分につきましては、私たちのほうでも確認はとれておりません。ただ、来年度もその検査を行うと、今、東京電力と書類的な取り交わし、確認をとっているところでございます。

2番目のご質問、消火栓の設置ということで、26年度実施をしております。こちらの場所につきましては、説明書欄資料の4のところ、説明欄A3の資料に、左側中央に増設改良費の中で、消火栓の交換工事と消火栓1基と消火栓ボックス1基が入っています。こちらのところで行われまして、消火栓の交換工事を1カ所、こちらは中之名でやっております。それともう1カ所、左端の欄の2段目の中に、増設改良の中で、消火栓設置工事ということで、こちらにつきましては、宮台の178番地先のところで、消火栓の新規の設置を1基行っております。

### ○議長(茅沼隆文)

山田議員。

### ○2番(山田貴弘)

2番、山田貴弘です。今の東京電力の損害賠償費について、62万何がしと言っていたんですけれども、もともとの予算50万9,622円しかないですけれども、これはどこから持ってきたのですか。今、項目以外の答弁をされたので、それは修正されたほうがいいと思うので、よろしくお願いしたいと思います。

あと、この放射能の関係があると思うので、そこら辺、26年度検査していると思 うので、そこの報告もあわせていただきたいと思います。

#### ○議長(茅沼隆文)

上下水道課長。

## ○上下水道課長(熊澤勝己)

申しわけありません。数字を間違えました。賠償額が6万2,225円です。

それで、検査のほうが、各浄水場、高台第一浄水場、第二浄水場、榎下浄水場の原水を年間12回、3カ月に1回ということで、順番に原水をとって、広域水道企業団のほうで検査をさせていただいております。放射能的な検査結果につきましては、放射能につきましては基準内で観測をされていないということで、水は安全だということで報告は受けております。

## ○議長 (茅沼隆文)

山田議員。

### ○2番(山田貴弘)

2番、山田貴弘です。課長、数字の間違いが物すごく多いので、気をつけてください。議事録に残りますので、よろしくお願いします。

あと、今まで自分は気がつかなかったんですけれど、消火栓、水道会計で、今回2 基新設という報告があったのですが、これは普通、一般会計の事業費でやるんじゃなかったんですか。今まで全然気にならなくて、見ていて、これって水道事業のほうで消火栓を設置していたんだというのに改めて気がついたんですが、そうすると、町にある消火栓そのものが、水道事業の中での有形資産という認識でいいという、要は水道管のつなぎの出口の部分で、資産を水道事業で見ているという認識でいいのか、再度確認したいと思います。

## ○議長 (茅沼隆文)

危機管理担当課長。

### ○危機管理担当課長(遠藤孝一)

ではお答えさせていただきます。決算書の149ページをご覧ください。こちらの11款諸支出金、公営企業支出金の水道事業支出金というところの負担金補助及び交付金ということで、備考欄1、消火栓設置費負担金ということで、一般会計からこちらに負担金を支出してございます。

設置自体、工事等は、水道事業会計で行っていますけれども、維持管理という観点では、私どものほうで、町で管理しているという状況でございます。

## ○議長(茅沼隆文)

上下水道課長。

#### ○上下水道課長(熊澤勝己)

ただいまの環境防災課長のお話の中で、負担金を払っているということで、水道のほうでは、決算書293ページですけれども、営業収益の目の3、その他の営業収益の一番下の他会計負担金の中で、消火栓維持管理費ということで、危機管理担当課から、負担金のほうは、こちらから歳入として入れております。

## ○議長(茅沼隆文)

冒頭説明された担当課長も、危機管理担当課長ですので、環境防災課長ではありませんので、訂正をお願いします。

山田議員。

### ○2番(山田貴弘)

2番、山田貴弘です。

ということは、要は町の一般会計から負担金が入っていますと。工事を水道事業のほうで受けたのか。消火栓の資産がどっちにあるのかという部分もあわせて聞いたつもりだったんですけれども、要するに管理は危機管理でやっています。でも、資産は水道事業のものです。そこら辺のすみ分け、どちらの所有で、管理責任はどっちがあるのかというのが不明確な答弁だったので、そこをちょっと確認したいと思います。

#### ○議長(茅沼隆文)

上下水道課長。

## ○上下水道課長(熊澤勝己)

山田議員の質問にお答えします。消火栓の施設自体ですけれども、こちらに関しては、水道施設の附属物ということで、水道課で工事等を行っております。

ただ、すみません。資産の位置付けという部分につきましては、管理等は危機管理 担当課でやっていただいているんですけれども、それに伴う修繕等につきましては、 上下水道課で実施しているということになります。

## ○議長(茅沼隆文)

まちづくり部長。

#### ○まちづくり部長 (芳山 忠)

危機管理担当から、今、維持管理費等は水道のほうへ納入をいただいているわけですが、これの資産計上そのものにつきましては、水道事業会計のほうへ計上しておりますので、この消火栓等については管理はもちろん、資産としての管理も、上下水道課の資産として管理をしております。

以上です。

### ○議長(茅沼隆文)

山田議員。

## ○2番(山田貴弘)

2番、山田貴弘です。そうなると、先ほど一般会計のところで、消火栓負担金ということで列記されているよということで、危機管理課長が述べましたけれども、そういう場合というのは、一般会計繰出金という形で、目的を指定しない部分での繰り出しにしないとおかしな話になって、企業会計と一般会計とのすみ分けが混乱しているような感じがするのですが。片方、企業会計では資産計上しています、でも、それの財源は、事実上一般会計から持ち出して、項目が指定されて、消火栓をつくりますよというふうにしている部分で、何かおかしいのではないのかなと思うのですけれども。処理上、これが全国的に当たり前なんだよと言われれば、それまでになるのですが、片方は企業会計なので、そこら辺はごちゃまぜにしてはいけないのかなという感じがされてならないのですよ。そこら辺は、ここで回答はできないと思うのですけれども、ちょっと検討されたほうがいいのかなと率直に、自分も今まで、そういう仕組みになっているとはわからなかったもので、今日改めて感じたので、そこら辺は精査したほうがいいのかなと感じます。

### ○議長(茅沼隆文)

まちづくり部長。

### ○まちづくり部長 (芳山 忠)

これにつきましては、あくまでも水道管に設置をする消火栓でございますので、水 道事業会計の資産ということになります。

ただ、あくまでも設置をする箇所、あるいは設置をするものにつきまして、あるいは移設をするものにつきましては、これは危機管理担当の意向に基づいて、当然のことながら消防水利の問題でございますので、設置をするわけでございます。したがっ

て、その必要な費用については一般会計から、こちらは企業会計ですから、ご負担い ただく。ただ、その結果つけたものについては、水道事業会計で資産として管理をし ていくと、そういう整理になります。

以上です。

## ○議長(茅沼隆文)

最後の1回にしてください。

山田議員。

## ○2番(山田貴弘)

2番、山田貴弘です。その理屈は今までの中でわかっているんですけれど、企業会計の中で、水道事業の中での資産ですよというのは、わかりました。そうであれば、例えば、水道を使ったときに水道使用料、消火栓を例えば使ったときに、1基に対して、使用料として一般会計から、例えば1基に対して1,000円とか、それで積み上げて幾らというのが、繰出金ということで一般会計に入れるのが率直なんじゃないのかなと。今の場合は、そのものを一般会計からつくるのに、税を負担しているというと、基本的には企業会計というのは、収入として、給水料として、一般の方からいただいた、納付された費用によって、水道管の維持管理というのはしていかなければいけないというのが基本だと思うので、そこら辺が、すみ分けがごちゃごちゃになっているのではないのかなと。自分もいろいろな方面から勉強はしてみますけれども、何かすっきりいかないなというのが率直な意見です。

### ○議長(茅沼隆文)

行政推進部長。

## ○行政推進部長(加藤順一)

ただいまのご質問の関係でございます。一般会計側からで申しますと、消火栓につきましては、消防水利として使う関係もございます。そういった中で、水道企業会計、水道料としていただく部分につきましては、一般のご家庭に対する給水の部分を管理する部分でございますので、消防水利として使う部分につきましては、消火栓の設置、それから改修につきましては、一般会計のほうで、それを出納企業会計に委託して、つけていただいていると。実質的には、私どもの一般会計側からの要請に基づきまして、水道企業会計、管理しているものを増設なり、改修なりしていただいておりますので、それの部分につきましては、先ほどの中にありました、一般会計ベースでいいますと、諸支出金の公営企業支出金、水道事業支出金、消火栓設置工事の負担金としてお支払いしているわけでございます。

一方、もう一つ、消防の水道、消火栓には、それぞれ水道メータがついてございませんので、トータルとしまして、年間どのくらいの消火栓の利用があるか、これは現実的に、統計的にとりようもございませんので、水道企業会計が、一般会計側の取り決めとしまして、1基当たり幾らという積算のもとで、決算書でいいますと117ページに消防施設費、消火栓使用料負担金、これがいわゆる消火栓を使うよといった部分で、一般会計側で負担している部分でございます。したがいまして、施設としては、

町としてお願いしてつくっておりますので、その部分は負担金としてお支払いする。 また、使用に関しては、料金としてお支払い相当分、水道料金相当分という形の中で 使用負担金を払っている。それで現実に消防団等が管理をしているといった状況でご ざいます。全体としては、こういう整理になってございます。

以上です。

### ○議長(茅沼隆文)

菊川議員。

### ○11番(菊川敬人)

11番、菊川です。294ページの収益的支出の2目のところで、給水工事費が77万2,223円、高台第二浄水場漏水修理工事があります。これは今もまだ工事を やっていますが、今やっている工事とは別の工事で、既に終了しているよということ でよろしいのでしょうか。

## ○議長(茅沼隆文)

上下水道課長。

## ○上下水道課長(熊澤勝己)

菊川議員のご質問にお答えします。現在、第二浄水場で行われている工事というのは、平成26年度の漏水工事の継続ではありません。こちらに書いてある漏水工事は、平成26年度にその修理が全部終わっております。今やっているのは、新たな管の布設の交換工事ということで行っております。

修正よろしいでしょうか。先ほど山田議員のほうで言われました消火栓設置に伴う 負担金が、私のほうで間違えまして、水道では、入っている場所が、決算書の296 ページの資本的収入の中の2項負担金の消火栓設置負担金、こちらに設置に伴う負担 金が入っております。

先ほど言いましたのは、消火栓の維持に伴う使用料の中での収益的収入の負担金、 他会計負担金については、消火栓の使用料という形での負担金になっております。申 しわけありません。

#### ○議長(茅沼隆文)

それではほかにありませんか。

(「なし」という者多数)

# ○議長 (茅沼隆文)

それでは、ないようですので、認定第7号 決算認定について(水道事業会計)並びに議案第53号 平成26年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての質疑を終了といたします。

以上をもちまして、認定第1号 決算認定ついて(一般会計)から、議案第53号 平成26年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、一括議題としておりま す、合計8議題の質疑を全て終了いたしました。

本日の日程はこれで全て終了いたしましたので、これにて散会いたします。

午前11時23分 散会